

**子ども・福祉部に意見を聴取したい事項**

○ 条例案素案の紛争解決体制において、障がい者差別解消条例で申立て（助言、あっせん）ができるものを対象から除外することとしていますが、不当な差別的言動、個人や国の機関による不当な差別的取扱いについては、取り扱いをペンディングとしています。

障がい者差別解消条例の紛争解決体制の対象となっていない、不当な差別的言動、個人や国の機関による不当な差別的取扱いの差別事案について、今回の条例素案における紛争解決体制で取扱うことについて、御意見があればお願いします。

**【紛争解決体制から障がい者差別解消の差別事案を除くことについて】**

- ・障がい者条例の紛争解決の体制は、障害者差別解消法をベースに整備しており、行政機関等及び事業者における障がいを理由とした不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を差別事象の対象としています。不当な差別的言動、個人や国の機関による不当な差別的取扱いについては、法及び当該条例の紛争解決の対象には含まれていません。
- ・また、障がい者条例では、相談の受け付けから一連の紛争解決の仕組みが構築されており、相談員による相談対応（助言、調査及び関係者間の調整）による解決が困難な場合、助言・あっせんの申立てができる制度となっています。知事の諮問機関として三重県障がい者差別解消調整委員会を設置しています。さらに、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく助言・あっせんに従わないときは、知事は必要な措置をとるよう勧告することができます。これまで助言・あっせんの申立てに至った事例はありませんが、相談事例の収集及び検証も進められており、どのような事象が障がいを理由とした不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供となるか、事例の情報提供も行っているところです。
- ・これらより、条例案素案が対象とする、不当な差別的言動、個人や国の機関による不当な差別的取扱いの対応は、障がい者条例とは区別されるべきで、条例案素案で取扱うことが適当と考えます。

**【不当な差別的言動、個人や国の機関による不当な差別的取扱いについて】**

- ・内閣府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のQ&A集」では、「本法においては、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは対象としていない。一般私人については、国や地方公共団体による啓発活動を通じ、本法の趣旨の周知を図っていくこととする」、また、障がい者への誹謗中傷等、ネット上への書き込みについ

でも、同様に対象とせず、「ただし、国民に対して啓発を行っていくことは非常に重要」としています。また、国の機関による不当な差別的取扱いについては、「行政機関自らによる不当な差別的取扱い（・・・）に係る救済の相談」は、「その職員の対応に問題がある場合などは、まずは、当該行政機関内の窓口申し出ることが考えられ」、「そのほか、例えば総務省の行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などによる対応も考えられる」とされています。

- ・これら障がい者差別解消法及び条例の趣旨からも、不当な差別的言動、個人による不当な差別的取扱いは条例案素案において取り扱うことに支障はありません。

#### 【対象事案以外の相談への対応について】

- ・障がい者差別相談窓口では、条例が対象とする差別事案以外の相談（虐待や雇用差別などのほか、県民による差別的対応など）を受けた場合においても、関係行政機関に繋ぐなど対応を行っています（条例第 16 条 4 項）。実際、不当な差別的言動、個人による不当な差別的取扱いに関する相談を受けた場合も、共生社会を目指す法及び条例の趣旨に則り、「傾聴」し相談窓口の紹介などにより解決が図れるよう努めているところです。
- ・しかし、当該相談窓口は障がい者条例に基づき設置したもので、一義的な相談への対応は可能ですが、法の趣旨から、相手方の私人の「調査」や「関係者間の調整」は行うことはできません。
- ・条例案素案により相談を一元的に受け付ける総合的な差別解消相談窓口を設置する場合、障がい者条例の対象となるものがあれば、障がい者条例の相談窓口につないでいただき相談・紛争解決につなげていきます。

#### 【障がい者条例に対象事案を加える場合の課題】

- ・障がい者条例の紛争解決体制の対象に不当な差別的言動等を加える場合には、以下の課題が考えられることから、慎重に判断する必要があります。
  - ① 法の一般私人を対象としない考え方との整合性。
  - ② どのような事象が不当な差別的言動、個人や国の機関による不当な差別的取扱い当たるのか、具体的に想定される事例等が明らかでない。  
（障がい者条例では、県の相談対応の事例の公表、内閣府ホームページに掲載されている対応方針等で明らかにしている。）
  - ③ 障がい以外の人権課題を含む複合的な差別事象については、障がい者差別解消の窓口以外での対応が適している場合もあるので、分野横断的に総合的な調整する役割があることが望ましい。

○ 今回の条例案素案の紛争解決体制は、基本的に、障がい者条例の紛争解決体制に倣った規定ですが、障がい者条例と異なる規定となっている次の点について、障がい者条例との均衡の観点から何か支障があるかといった点について、御意見があればお願いします。

- ・ 申立てに対する措置として「説示」を規定（3（2）全体）
- ・ 申立ての除外理由として、「行為の日から3年を経過したものであること」以外の事項も列挙（第13④）

#### 【説示の規定について】

- ・ 障害者差別解消法では、差別した人の知識不足・無理解・偏見に基づく差別をなくしていくため、対話により相互理解を深め、個別具体的な事案に応じた差別解消を図ることを求めています。一般私人の行為や個人の思想、言論について規制することにならないよう、障がい者条例では「助言」とすることが適当で、条例案素案と均衡を図る必要はないと考えます。

#### 【申立ての除外理由について】

- ・ 条例案素案第13④に(1)～(3)、(5)～(7)の事項を列挙いただいても、支障はありません。
- ・ (4)についても、障がい者条例に基づく「助言、あっせん」を申立てから除外することは、一般法と特別法の関係の原則から、特別法である障がい者条例の規定が優先されるものであり、支障はありません。

- ・ 勧告に当たっての意見の聴取の出頭に代わる代替手段を条例に明記（障がい者差別解消条例では規則で対応）（第16）

#### 【聴取の出頭に代わる代替手段の条例への明記】

- ・ 特に支障はないと考えます。

- ・ 「勧告」も状況の公表の対象とする（第17）
- ・ 特別の事情がある場合を除き、状況の公表を義務とする（第17）

#### 【勧告の状況の公表の義務化】

- ・ 障がい者条例では勧告を公表の対象にしていませんが、異なる取り扱いであっても特に支障はないと考えます。

- ・ 三重県差別解消調整委員会でオンラインによる関係者からの意見聴取を可能とする（第18①）

**【オンラインでの意見聴取】**

- ・ 障がい者条例においては、出頭を求めて意見聴取を行わなければならないと なっていますが、異なる取り扱いであっても特に支障はないと考えます。

- 今回の条例案は障がいを理由とする差別への対応も含めた人権施策の一般 法的な条例となりますが、その他、条例案素案全体（「第3 基本理念（人権 施策の推進に当たっての基本理念）」等）について意見があればお願いします。

- ・ 特にございません。